

# 女性の活躍推進のため 配偶者控除を廃止し、基礎控除の引上げを

全国女性税理士連盟会長

滝澤 多佳子



9月3日、第二次安倍改造内閣が発足。過去最多に並ぶ5人の女性閣僚が起用され、安倍首相の「女性の活躍推進」にかかる思いの熱さが伝わった。

政府税制調査会では、ここ数十年来のテーマである「配偶者控除」の存廃をめぐる議論を展開。女性の活力を最大限に引き出すため、この制度をいかに見直すべきか、さまざまな意見が飛び交っている。

我が国で唯一の女性税理士のみによる全国組織・全国女性税理士連盟でも、女性が活躍する社会を目指し、配偶者控除の廃止等についてさまざまな議論を経てきた。この8月に新会長に就任した滝澤多佳子税理士に、この問題についての今後の展開について聞いた。

## 配偶者控除廃止をめぐる議論の流れ

——昨年6月に閣議決定された「日本再興戦略」で、「女性の活躍推進」が掲げられ、女性の働き方の問題の一つとして配偶者控除の問題が政府税制調査会でも取り上げられています。全国女性税理士連盟(以下「女税連」)では従来からこのテーマについて議論し、反対論を掲げているわけですが、社会全体の注目がこの問題に集まっていることに関して、どのように思われますか。

**滝澤** まず、女税連が配偶者控除に対して、当初から単純に「反対」と主張してきたわけではないことをご理解いただきたいと思います。

平成6年に女税連が日本評論社から刊行した『配偶者控除なんかいらない!?!』という本があり、その印象が強いのですが、タイトルの末尾に“!?”と付いているのは、配偶者控除の廃止を主張するというよりも女性の働き方に影響する諸制度について一緒に考えましょうという問題提起の意味であったわけです。

——配偶者控除の廃止を主張していたのではない？

**滝澤** 女性が置かれている環境とか民法の考え方とか、女性が自立する上で税制はどうあるべきなのか。その中で配偶者控除の問題が取り上げられているわけですが、実は当時、連盟の統一的な見解としては「廃止」の要望を打ち出していなかったのです。

というのも、配偶者控除に対する考え方と

というのは地域によって大きく変わる。大都市圏の税理士から見れば、女性が働ける場所はたくさんあって、労働環境も整っている。だから「配偶者控除は女性の社会進出を阻害している」と正面から言えるわけです。

ところが地方に行くと、まず女性の働き口がなく、子育ての問題や夫の実家との関係など、さまざまな事情から働きに出られないケースが多い。いきおい、「配偶者控除廃止」と声高に言えない状況にありました。

女税連は全国組織ですから、なかなか統一的な意見として配偶者控除の廃止を打ち出すことができなかったという経緯があります。

——たしかに、配偶者控除の恩恵を受けている方が周りに多ければ、制度の反対は言いづらいですね。

**滝澤** ええ。

もちろん私たちは租税の専門家ですから、人的控除にどういう意義があるのか、憲法の基本的人権や生存権とどのように絡んでいるのかもしっかり理解して、その上で議論しているのです。専門家であるからこそ、簡単に結論を出せないという事情もありました。

——それでもこの問題をしっかり見据えて、何十年も議論し続けてきたのはなぜなのでしょう？

**滝澤** やはり、女税連の基本テーマは「女性の地位の向上」ですから。経済的に他者に依存したままでは自立したとは言えない。女性が自ら経済力を付けようとする場面で立ちはだかってくる問題の一つが配偶者控除であるからこそ、ここまでこだわってきたのです。



もっとも、「配偶者特別控除」については、導入当初から反対していました。配偶者特別控除は昭和62年の導入時に「専業主婦の内助の功を評価する」という触れ込みで入ってきたのです。

## 配偶者特別控除は要望が一部実現

——配偶者特別控除は、パート主婦の手取りの逆転現象、いわゆる「103万円の壁」を解消するために手当てされたのではないのですか？

**滝澤** もちろんそうなのですが、サラリーマンの妻と個人事業者の妻とのバランスを確保するとか、内助の功を評価するということが導入の理屈付けとなっていたのです。

専業主婦の優遇というのは、女性の経済的自立という私たちの主張ともかけ離れています。それに「手取りの逆転現象の解消」というけれども、もっと働けばもっと手取りは増

えるわけで、結局、構造的な問題は何も変わっていないのです。

——配偶者特別控除は平成15年度改正で縮小されましたね。

**滝澤** 上乘せ部分が廃止されました。

要望が一部実現したということですが、これを契機にして、今度はいよいよ、本丸の配偶者控除そのものについて、女税連の態度を明らかにすることになったのです。

「廃止」を要望する以上は、その代替案を考えなければならないということで、女税連ではさまざまな案を議論してきました。

## 基礎控除の引上げが不可欠

——現行の配偶者控除に代わる案としては、夫婦がそれぞれの基礎控除を融通し合う「家族控除」ですとか、家族単位で控除額を計算する「世帯課税」などが取り上げられていますね。

**滝澤** そうした案については、当然私たちも議論を尽くしています。

その結果出た結論としては、一つは制度としてあまり複雑になることは望ましくないこと、もう一つは、実際に女性が働きやすくならなければ意味がないということです。

「家族控除」や「世帯課税」というのはその名のとおりに「家族」、「世帯」を課税の基準にする、言い換えれば現行の「個人単位課税」の原則を覆すものです。

個人単位課税と世帯単位課税のどちらがよいのかは学者の世界でも意見が分かれています。女税連としては、個人単位課税の考え

方を崩すべきではないと主張しています。

一口に「世帯」とか「家族」といっても、いろいろなケースがある。世帯単位課税というのはお互いの所得を完全に把握しなければならないことですが、中には相手にあまり知られたくないという夫婦や、個人で稼いだものは個人で管理したいという人もいます。

そういう中で所得控除をシェアするとか、所得を合算してN分N乗するなどというのは、いたずらに制度を複雑にするだけで、しかも高所得・専業主婦世帯に有利となるのですから、望ましい代替案とはいえないでしょう。

——そうすると、女税連が要望する代替案とは。

**滝澤** 私たちの提言はもっと簡単で、配偶者控除の廃止とセットで「基礎控除の引上げ」を行うことです。

今、基礎控除は38万円となっていますが、これを最低生活扶助基準額の100万円まで一気に引き上げる。なおかつ、子育てや介護をしながらでも働きやすいような環境の整備、社会保障の充実等があわせて実施されることを要望しています。

これらの施策が一体となって実現してはじめて、女性の活力を引き出す社会になると思っています。

## 所得税法56条の廃止も要望

——世帯課税と関連して、女税連では所得税法56条の、同一生計親族に支払う対価の必

要経費不算入規定についても要望書を出していますね。

**滝澤** はい。所得税法56条は、戦後、伝統的な家族形態が残る中で、当時の個人事業の実情に合わせて制定されたものですが、現代では、男性と同じように女性が社会において独立的に事業を営むことがごく普通のことであり、家庭の類型も多様化しています。そんな中で、たまたま同一生計である人から物品やサービスの提供を受け、その対価として支払った金額が必要経費に算入できないというのは、あまりにも硬直的です。

弁護士の夫と税理士の妻の事件(最(三小)判平18.6.27)が話題となったことがありましたが、実はこの税理士が女税連の会員であったことから、支援の意味も込めてこの問題に取り組みました。

この規定は本来、所得分散による租税回避を防止するための規定であり、いわば執行上の理由で作られた規定です。

他の顧客と同様の方法で正当に計算され、正当に支払われた対価にまでこの規定を適用するのは不適切といわざるを得ません。そこ

で、女税連としては所得税法56条の廃止を要望しています。

## 今後の抱負

——今後、会長としての任期中に実現を目指していることがあれば、お聞かせください。

**滝澤** 政府は、指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%とする目標を掲げています。

税理士の世界を見えますと、女性税理士の割合は年々高くなっていますが、税理士会の中で「指導的地位」といえる役職に就いている女性税理士はまだまだ少ないのが現状です。これでは女性の活力を全く生かしていないばかりか、政府の方針に後ろ向きとも取られかねません。もちろん、私たち女性税理士も従来にも増して研鑽を積む必要があります。私が会長の任にある間、常務理事以上の女性税理士がより多く誕生することを目指して、女性税理士が活躍しやすい環境作りを進めていきたいと思っています。

(聞き手/本誌 竹渕 学)